

第21回日韓定期協議報告 (2013年9月10日－ソウル)



1 はじめに

日本公認会計士協会（JICPA）及び韓国公認会計士協会（KICPA）は2013年9月10日に、第21回日韓定期協議を、韓国のソウルにおいて開催した。日韓定期協議は、毎年1回、交互に両国の一方を訪問し開催している。

本年は、KICPAから、Sung-won Kang会長、Yong-in Shin副会長、Young-jin Park副会長、Yeong-kyun Ahn国際担当常務理事、Jeong-won Yoon研究員、Dong-jun Limリサーチャー、及び三逸（サムル）会計法人ディレクターのBum Hong氏に加え、2015年アジア・太平洋会計士連盟（CAPA）ソウル大会組織委員会委員長のIn-ki Joo氏が参加した。当

協会からは、森 公高会長、関根愛子副会長、海野 正専務理事、染葉真史常務理事、篠原 真主任研究員及び筆者が訪問し、両国の情報交換及び意見交換を行った。

開催にあたり、まず、KICPAのKang会長より歓迎の挨拶として、2012年は東京で開催された定期協議にKICPAの新執行部が参加し、2013年はJICPAの新執行部をソウルに迎えることができたことと述べ、このような定期協議は大変意義深いものだと考えている旨、この会合でKICPAに対する理解を深めてもらうことを願っている旨の挨拶があった。

続いて、当協会の森会長より、JICPAの新執行部が紹介され、毎年このような会合が持てることを大変喜ばしく思っている旨、率直で建設的な意見交換によって、両協会のさ

らなる発展の機会としたいと考えている旨が述べられた。

次に森会長より、新執行部の課題について説明され、続いて、染葉常務理事より最近の日本の会計・監査に関する動向が説明された後、韓国側の動向が説明された。

本稿では、韓国側の説明事項を中心に報告する。

2 定期協議議題の主な概要

(1) 業務領域拡大の取組み

KICPAは、外部監査の拡大について注力しており、まず、学校法人について、私立大学に2013年以降に入学する定員に関して外部監査が義務付けられており、国立大学についてはすべてに外部監査を義務付ける法案が現在国会で審議されていること、また、有限会社（株式売買の制限がある会社等）や相互金融機関（農業協同組合や水産協同組合等）についても外部監査義務付けの法案が国会に提出されていること、さらに、大規模なマンションの管理組合等に対する監査義務付けについても検討されていることが報告された。

韓国では、特に2013年2月の新政権発足後、社会的な透明性に対する

ニーズが高まっているとのことである。このような外部監査拡大に関する法改正の動きは、2012年の新執行部発足以来、KICPAが、このニーズをとらえ、外部監査の必要性について多くのセミナーやシンポジウムを開催する等して、世論づくりに努力してきた結果であるとのことであった。

(2) 監査報酬

韓国では、監査人間の過当競争によって監査報酬が年々下がっており、対策を検討している旨の報告があった。韓国と日本の企業規模の影響もあるが、韓国の1時間当たりの平均監査報酬は、日本の約7割であるとのことであった。対策として、KICPAはガイドライン策定や関係するデータの公表、監査人指定制度の拡大（公益性の高い企業等には政府が監査人を指定する。）を推進することが検討されている。

また、外部監査人が企業の財務諸表作成に関与・支援することをより厳密に禁止し、外部監査人を監査業務のみに専念させることで、時間当たりの監査報酬増加を促すことを狙った外部監査に関する法律の改正案が、現在国会で審議されていると報告された。この狙いがうまくいけば、監査報酬増加とともに、コンサルティング・ファームの財務諸表作成支援業務が活性化し、会計プロフェッション全体としての業務拡大につながると考えているとのことであった。そして、これを推進するため、金融監督院や経済界、KICPA、会計法人代表などがタスクフォースを組織しているとの報告があった。

(3) 韓国におけるIFRS導入の効果

韓国では2006年2月に、政府主導でIFRS導入のためのタスクフォー

スが設置され、様々な政府機関、上場企業・中小企業を含む経済界、会計基準設定主体、会計事務所、そして、KICPA等あらゆる関係団体が議論を重ね、2007年3月にロードマップを作成し、2011年にIFRS適用を成功させた。

導入の効果としては、海外投資の誘致及び取引の活性化、海外上場企業における財務諸表二重作成の負担軽減、会計の透明性の重要性に対する社会的認識の向上、会計制度における韓国の国際的地位の向上、国内における会計の重要性に関する認識の向上が挙げられ、説明された。

また、韓国におけるIFRS導入の教訓として、適用済みの国々の経験とノウハウを最大限に生かすこと、教育と広報の必要性、国内外の利害関係者同士の論議の重要性、法律と制度の整備及び政府当局の意志決定等について説明があった。

(4) 韓国のその他の動向

① 中小企業会計基準

外部監査の対象ではない資産100億ウォン以下の企業に、2014年から中小企業会計基準が適用される。これは非常に簡素化された会計基準であると報告された。

② 比例責任の法制化推進

現行では、株主の集団訴訟法が導入されており、監査人が企業の取締役や監査役と連帯責任を負うことになっている。このため、賠償の支払先として経済的に支払能力の高い会計事務所が、企業よりも多くの負担を強いられるケースがある。これを是正するため、帰責の大きさに応じた責任を負う比例責任制への変更が国会に上程されている旨が報告された。

③ 不動産鑑定評価

不動産鑑定士によって、不動産鑑定評価を不動産鑑定士の独占業務とすることを目的とした不動産鑑定評価法の改正案が国会で発議されたが、否決されたことが報告された。

④ 資格検定試験

KICPAが民間検定資格「会計・税務情報管理資格試験」を創設し、2013年4月に第1回目の試験が実施された旨、また第2回を同年10月に予定している旨が報告された。

(5) 2015年CAPAソウル大会

2015年10月27～29日に開催予定となっているCAPAソウル大会の大会組織委員長のJoo氏より、大会概要の説明があった。メインテーマは「アジアグローバル会計プロフェッションへの影響（Asia-Influencing the Global Accountancy Profession）」とされ、本協議のテーマとして、国際会計業界で高まるアジアの存在感、公共部門の効率性及び透明性の強化、会計業界に対する政府監督及び自律規制、統合報告関連が検討されていると報告された。

日本からも多くの参加者を期待していることや、日本における広報活動について協力してほしいとの要請があった。

3 おわりに

今後も、相互の信頼を土台に、実際の事例の情報を交換することによって、互いに学びあい、さらに緊密に協力し、協同していくことが約され、閉会となった。なお、2014年の日韓定期会議は東京で開催される予定である。

（事務局 石井和敏・小林 俊）